

## 住居確保給付金の延長申請について（お知らせ）

住居確保給付金は、離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付額を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行う制度です。

住居確保給付金は、支給決定の際に送付しております「住居確保給付金支給決定通知書」の「2支給期間」に記載している期間に支給しますが、離職や廃業、休業等による減収の状態が支給期間の最終月（＝延長申請月になります）も続いている方については、申請により、一定の要件のもと給付金を3か月間延長して受給できる場合があります。

（例）6月中に申請し、支給決定通知書の支給期間が「6月～8月（7～9月家賃相当分）」に決定されている方は、8月末までに延長申請をしてください。

### 対象者

離職や廃業、休業等による減収の状態が、支給期間の最終月（延長申請月）も続いている方のうち、次の①から④の要件を全て満たしている方

- ① 支給決定期間中に、求職活動状況報告書を提出していること。
- ② 延長申請月の世帯全体の「収入(※)」が、下表の収入基準額（基準額と家賃額（上限あり）の合計）以下であること。

※収入には、給与収入（賞与含む）や自営業収入の他、年金や失業給付、児童扶養手当・児童手当等の公的給付、親族からの継続的な仕送り等を含みます。給与収入の場合は社会保険料等天引き前の総支給額（但し、交通費支給額は除く）、事業収入は経費を差し引いた控除後の額が収入となります。

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴って支給される給付金は「収入」や「金融資産」には含みません（算定から除きます）。

#### 収入基準額

世帯人数	基準額	金額
1人	8.4万円	左記の額に家賃額（上限53,700円）を加算した額未満
2人	13.0万円	左記の額に家賃額（上限64,000円）を加算した額未満
3人	17.2万円	左記の額に家賃額（上限69,800円）を加算した額未満
4人	21.4万円	
5人	25.5万円	

③ 延長申請月の世帯全体の現金と預貯金の合計が、下記の額以下であること。

世帯人数	金融資産（現金・預貯金）
1人	50.4万円
2人	78.0万円
3人	100万円
4人	100万円
5人	100万円

④ 職業訓練受講給付金を申請者及びその世帯員が受けていないこと。

**提出書類** ※以下の①～③すべて

① 住居確保給付金支給申請書（期間延長）

② 延長申請月の収入額が分かる資料の写し（世帯全員分）

給与明細書、雇用保険受給資格証明書・年金振込通知書（受給金額の分かるもの）、児童扶養手当・児童手当等振込通知書（受給金額の分かるもの）、個人事業主の方は収支状況報告書、帳簿の写し等

③ 預貯金通帳の写し（世帯全員分）

世帯全員がお持ちの全ての預金通帳（直近3ヶ月分（最新記帳を済ませたもの）、残高証明）

**提出期限**

延長申請月の収入が確定しましたら、月末までに、セーフティネットコールセンターへ書類を提出してください。個人事業主の方等で月末にならないと収入が確定しない方につきましては、翌月5日まで（平日）にご提出ください。提出期限を過ぎますと延長の支給決定ができなくなりますので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

提出先・問い合わせ先

〒191-8686 日野市神明 1-12-1

日野市役所 健康福祉部

セーフティネットコールセンター 自立支援係

（くらしの自立相談支援窓口みらいと）

連絡先 042-514-8574（直通）